

障害者控除対象者認定書の交付

町では、要介護認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や町・県民税の申告時に、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除(要介護1・2・3の人)か特別障害者控除(要介護4・5の人)を受けることができます。

対象者

65歳以上で、次のいずれかの人

- ・令和3年12月31日時点で、要介護認定を受けている
- ・要介護認定を受けていたが、令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)に死亡などで資格喪失した

申請について

- 必要なもの** 介護保険被保険者証
- 申請場所** 役場仮設庁舎 健康保険課
(1階④番窓口)
- 申請開始** 1月7日(金)～

その他

- ・この認定書は、障害者手帳の代わりにはなりません。
- ・本人か扶養義務者の住民税が非課税で申告をする必要がない場合、この認定書は必要ありません。
- ・障害者手帳などを基に障害者控除を受ける場合、控除は重複しません。

☎ 健康保険課 介護保険係 ☎ 286-3114

熊本地震 義援金の最終配分

町では、国内外の多くの人たちから寄せられた熊本地震の義援金について、配分委員会での審議に基づき、次のとおり支給額を決定しました。義援金の受け入れは令和3年3月末で終了していますので、今回が最終配分です。

配分対象世帯と支給額

熊本地震で被災し、町から居住家屋の「罹災証明書」を受けた世帯が対象です。ただし、世帯員全員が死亡している場合は対象外です。

被害区分	対象世帯	配分額の内訳		支給額
		町義援金	県義援金	
住家被害	全壊 半壊解体 [■]	5,332円	30,774円	36,106円
	大規模半壊 半壊	2,666円	15,387円	18,053円
	一部損壊	2,666円	0円	2,666円

■半壊解体とは、被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の支給決定を受けている世帯です。

【参考】義援金の受け入れ金額

県受け入れ金額のうち町への配分額 55億9,133万8,764円
町受け入れ金額 11億5,446万7,893円
※この金額のうち約97%は、すでに配分済みです。

支給について

義援金の支給に当たり、申請は不要です。すでに義援金振込先として指定されている口座に振り込みます。

なお、口座への振り込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

振込期日 1月末～2月中旬予定

振込名称 マシキマチギエンキン

振込口座を変更する場合

口座解約などの理由で振込先口座を変更する場合は、生活再建支援室に通帳かキャッシュカード、本人確認書類を持参し、1月14日(金)までに手続きしてください。

- ・名字が変更になった場合は、戸籍抄本などが必要です。
- ・口座名義人の変更は、同一罹災世帯の人に限りです。その場合、旧名義人の同意書が必要です。

☎ 福祉課 生活再建支援室

☎ 289-1400